

# 総務市民委員会 会議録

日 時 平成30年12月13日（木曜日）  
午前9時29分開会，午後0時16分閉会  
場 所 第3委員会室

## 日 程

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

### 3 協議事項

- (1) 議案第 81号 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 82号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (3) 議案第 83号 土浦市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 84号 土浦市税条例の一部改正について
- (5) 議案第 88号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第4回）
- (6) 議案第 95号 土浦市民会館耐震補強及び大規模改造建築主体工事請負契約の締結について
- (7) 議案第 96号 土浦市民会館耐震補強及び大規模改造電気設備工事請負契約の締結について
- (8) 議案第 97号 土浦市民会館耐震補強及び大規模改造空調設備工事請負契約の締結について
- (9) 議案第 98号 土浦市民会館耐震補強及び大規模改造舞台機構工事請負契約の締結について
- (10) 議案第 99号 財産の譲渡について（旧大岩田幼稚園跡地売却）
- (11) 議案第100号 土浦市営斎場の指定管理者の指定について

### 4 その他

#### (1) 報告事項

- ・平成29年度繰替運用金収支一覧表
- ・協働のまちづくりファンド事業（ソフト事業）の活用状況について
- ・家庭ごみ処理有料化の実施状況について
- ・ポンプ操法訓練場所について

#### (2) 請願陳情

- ・受理番号6 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

(3) その他

5 閉 会

---

出席委員（9名）

委員長 平石 勝司  
副委員長 島岡 宏明  
委員 沼田 義雄  
委員 久松 猛  
委員 矢口 迪夫  
委員 吉田 博史  
委員 海老原一郎  
委員 篠塚 昌毅  
委員 今野 貴子

---

欠席委員（0名）

---

説明のため出席した者（33名）

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
保健福祉部長	川 村	正 明
議会事務局長	塚 本	哲 生
消防長	飯 村	甚
消防次長	相 澤	浩
秘書課長	細 野	賢 司
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨
広報広聴課長	羽 成	健 之
総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
管財課長	渡 辺	善 弘
課税課長	羽 成	信 明
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	下 村	浩
市民課長	松 本	陽 子
環境保全課長	水 田	和 広

環境衛生課長	五 来	頭
高齢福祉課長	佐 野	善 則
会計管理者	根 本	陽 一
選挙管理委員会書記次長	真 家	達 成
議会事務局次長	川 上	勇 二
監査事務局長	天 谷	太
消防総務課長	檜 山	保 明
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	嶋 田	邦 彦
教育委員会文化生涯学習長	佐 賀	憲 一
政策企画課政策員	渡 邊	隆 明
政策企画課主任	藤 田	浩 平
住宅営繕課主任	稲 葉	智 之

---

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

---

傍聴者（6名）

男 3名

女 3名

---

○**平石委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。なお、矢口委員におかれましては、病気のため帽子の着用許可を求められていますので、着用の許可をいたしましたのでよろしくお願い申し上げます。本日は、当総務市民委員会へ付託されました請願・陳情書は、受理番号6の国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書でございます。陳情者から意見陳述希望がございました。協議事項（1）議案の審査に入る前に、陳情者の方にお越しいただいておりますので、先に協議事項（2）請願・陳情の審査に入ります。それでは受理番号6国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。陳情者の方に、意見陳述をしていただきます。陳情者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますのでご了承願います。なお、陳述していただく時間は、10分間でございます。陳述終了後に陳情の審査に移りますので、よろしくお願い申し上げます。それでは意見陳述を始めてください。

○**新日本婦人の会土浦支部長内田氏** 新日本婦人の会土浦支部の内田節子と申します。本日は私たちの陳情書について、意見陳述の機会を与えてくださりありがとうございます。政府は来年10月からの消費税10%に向けて、今大キャンペーンを行っています。テレビや新聞でも関係するニュースが盛んに今流れています。消費税が10%になれば1世帯当たり年間約8万円の負担増になると試算されています。でも、収入はというとアベノミクスの6年間で労働者の実質賃金が18万円も減り、年金も少しずつカットされています。医療介護など社会保障費の負担も増えて暮らしは益々苦しくなるばかりです。このような状況の中、消費税10%への増税は景気にも国民生活にも大打撃となり、貧困と格差を広げるものです。自治体の財政も大きく圧迫することでしょう。そもそも消費税は社会保障費を賄うためとして導入されました。でも果たして、ちゃんと実現されているのでしょうか。そんな実感を私たちは持てません。政府は今回の増税に対して低所得者への経済的な配慮をするためとして、食料品など生活必需品の税率を据え置く軽減税率を導入すると言っています。軽減といっても8%とは変わりません。また、最近、クレジットカードやキャッシュレス利用者には5%のポイント還元。一部は2%とっています。をすると打ち出しました。でも、これらのカードを使わない高齢者やまた、使えない生活困窮者には、まったく恩恵がありません。また、消費者だけではなく、売る立場の方々もポイント還元が受けられる大型店などにお客が流れて、現金決済の多い小さい商店を苦しめるものです。ほかにもプレミアム商品券を2歳以下の子どもがいる家庭と住民税非課税世帯に配ると言っていますが、期間限定の低所得者対策で過去の例からも新たな消費を喚起しないと政府も認めています。これらの対策は、どれも一時しのぎの小細工で逆に混乱と負担増を招くものです。先ごろ日産のカルロス・ゴーン会長が50億円以上もの巨額の報酬を隠した疑いで逮捕されました。その額の大きさに庶民として驚くばかりです。多くの社員をリストラして大儲けしたのです。政府は税収を上げるには消費税増税しかないように宣伝していますが、大企業に対する法人税は37%から29.74%に減らされ、内部留保は425兆円にも上るといわれます。税金はこのように大儲けしている大企業や富裕層から応分の負担をしてもらって、消費税の増税

は中止してください。私たちは住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを求めます。以上の趣旨から国に対して消費税増税10%引上げ中止を求める意見書を土浦から提出していただくことを陳情いたします。以上です。ありがとうございました。

○平石委員長 ありがとうございます。審査に入る前に、委員から陳述者に何か聞いておきたいことはありませんか。

○沼田委員 新日本婦人の会ですね。これは規模としては何名くらいの規模であるか。それと、人数ね。何名くらいの規模と人数であるか。それと、茨城県内を基点としているのか。あるいは、土浦市を基点としているのか。それをお聞きしたいのですが。

○久松委員 委員長、その前に、今の質問は審査に直接関係無い話で、答弁を求める必要はないのではないかな。

○平石委員長 答えられる範囲でお願いします。

○新日本婦人の会土浦支部長内田氏 新日本婦人の会は全国組織でありまして、茨城県にも本部というのがある、その各下に土浦支部、つくば支部、古河支部とか、自治体ごとに支部があります。今回陳情しましたのは、土浦支部として陳情いたしました。

○沼田委員 土浦支部は何名くらい。組織としては。

○新日本婦人の会土浦支部長内田氏 それはいますか。一応100人以上はおります。細かい数はちょっと言えません。

○平石委員長 その他何かございませんか。

(発言者なし)

○平石委員長 質問も無いようなので、これから審査に移ります。後ろの席で傍聴していただくか、退室していただきますよう、お願いいたします。

(陳情者移動)

○平石委員長 それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

○久松委員 つい最近内閣府が景気動向を発表したんですよ。7月から9月のGDPの伸び率です。物価の変動を除いて実質で、0.6%減だという発表が来ている。0.6%減ということになると、これは3ヵ月ですから1年で見ると2.5%減ということで、前回の消費税8%に上げた直後の伸び率の落ち込み以来の落ち込み幅なんだよね。こういう時に消費税を10%ということにすると、個人消費はますます落ち込むことは間違いないという風に思うんですよ。良く調べていることだけれど、消費税というのは、逆進性がある、所得の低い人ほど負担率が重いと。10%になると、所得200万未満で負担率は約8%なんですよ。ところが800万の所得の人にとって見ると、負担率は4%程度ということで所得の低い人ほど負担率は重いと。こういう状況にある訳で、政府の発表の数字でも消費の低迷、あるいは設備投資の低迷という状況は依然として続いていて、デフレは収まっていないという状況なんですよ。ここに10%ということになると、大打撃を与える可能性があるということで、やっぱり陳情者が述べられたように、これは凍結。あるいは中止すべきだというのが私の意見です。

○吉田委員 この問題に関して、政府の方は消費税を10%に上げた時のそのお金に対

して、1兆7,000億は、幼児の教育無償化に充てるよと、あと1兆1,000億は、低所得の年金受給者の方々にあげるんだという方針を明らかにしております。そんな中で、やはり今の少子化を考えた場合に、久しく小学校上がるまでの幼児教育の無償化というのは、叫ばれたことであったんですけども、中々財源的にも難しかった。それを今回政府は、幼児の教育無償化に充てるというような、これも社会保障の一貫であってこれをやるということは英断だと思うんですよ。それを今回の10%に関してそれが盛り込まれているということは、私は納得いく手段かなという風に考えております。

○篠塚委員 この陳情趣旨の中で、後半部分ですね。大企業や富裕層の優遇だとか。あと政府に対する批判等が含まれている。消費税に対しての中止の中に、政府への批判というのが強すぎるので、この文章の中では、この意見に賛成する訳にはいかないかなと思っています。

○平石委員長 その他。よろしいですか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは、受理番号6を採決いたします。まず、本陳情を採択とする方は、挙手を願います。

(久松委員)

○平石委員長 反対の方。

(沼田委員、矢口委員、吉田委員、海老原委員、篠塚委員、今野委員、島岡副委員長)

○平石委員長 それでは受理番号6は賛成1反対7で不採択とさせていただきます。これで請願陳情は終わりました。協議事項(1)議案の審査に入ります。議案第81号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○山口政策企画課長 議案第81号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。資料1枚お捲りいただきまして、1ページをお願いいたします。こちらは、いわゆるマイナンバーの利用に関する条例の一部改正でございます。まず、1番の改正の趣旨をご覧いただきたいと思います。生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が交付されましたが、こちらは、生活保護法の改正でございまして、この中で進学準備給付金の制度が創設されました。これは、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、大学等への進学した際に新生活の立ち上げ費用として給付金を支給するものです。日本人の生活保護世帯への進学準備給付金の支給に関するマイナンバーの利用等につきましては、生活保護法の改正に合わせて、マイナンバー法も改正され、この中で規定されておりますが、外国人保護世帯のマイナンバー利用に関しては、条例で規定されておりますことから、この条例に外国人生活保護世帯への進学準備給付金の支給に関する事項を加える改正を行うものでございます。2番をご覧いただきたいと思います。主な改正点につきましては、改正前、改正後とございますが、具体的にはマイナンバーの利用事務として、就労自立

給付金の後ろに新たに創設されました進学準備給付金の支給を追加するものでございます。なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第81号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第81号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第82号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○今野人事課長 議案第82号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。2ページ、3ページの方で説明をさせていただきます。本案は平成30年度、人事院勧告に準拠いたしまして、本市職員の月例給については、平均で約0.2%程度。ボーナスについては0.05月分を上げるものでございます。3ページ(2)、(3)にありますとおり市議会議員及び常勤特別職の期末手当につきましては国に準じて、それぞれの関係条例を改正し、0.05月分引上げを行うものでございます。なお遡及して引上げを行うものにつきましては、公布の日から。その他の改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

○久松委員 市会議員の0.05月分というのは、幾らになるのですか。

○今野人事課長 2万6,000円程度になります。

○平石委員長 その他何かございませんか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第82号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第82号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第83号土浦市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○今野人事課長 議案第83号土浦市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正についてでございます。4ページで説明をさせていただきます。本案につきましては、1の改正理由のとおり、今後ますます高度化、多様化が想定されます行政課題に備える

ため、専門的な知識や経験をもった人材を任期付で採用するための必要な規定を追加するものでございます。特定任期付職員につきましては、高度の専門知識、経験等が求められるため専門職員からの内部登用が出来ない分野における民間人材のことであり、具体的には弁護士とか、公認会計士等が想定されております。次に、一般任期付職員につきましては、専門的な知識や経験を持つ人材で、内部職員を育成するには、相当の期間を要する業務に従事するものであり、危機管理監やシティープロモーションマネージャーなどが想定されております。いずれにつきましても任期は5年間以内となっております。施行日は、平成31年4月1日からとするものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

○吉田委員 今の土浦市では該当するというのは、誰が該当するの。

○今野人事課長 現時点では、これに想定するものはございません。

○吉田委員 いないということね。

○今野人事課長 はい。

○平石委員長 その他何かございませんか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第83号土浦市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第83号土浦市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第84号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○羽成課税課長 議案第84号土浦市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。改正の趣旨は中小企業等経営強化法による地方税法の特例期間が満了となり、特例が終了するため、土浦市税条例の一部改正をお願いするものです。改正の内容についてご説明いたします。中小企業者の経営力向上を支援するため、平成29年4月から中小企業等経営強化法により中小企業事業者が取得する一定の機械や装置等に係る固定資産税を課税標準の価格の2分の1を減額して支援していましたが、生産性向上特別措置法の施行に伴う条例の一部改正で、固定資産税額を2分の1からゼロへ6月の定例議会で改正いたしました。これまでの中小企業経営強化法による支援は、平成31年3月31日の適用期限で終了となり、それに伴い法附則第15条第43項が削除されますので、地方税法の条文中第44項以降を繰り上げるものでございます。改正する市税条例は、付則第13条の2第17項、18項、19項、付則第27条で、改正する内容は記載のとおりでございます。次に施行日ですが、平成31年4月1日となります。資料の6ページは条例の改正文、資料の7ページは新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

(発言者なし)



○平石委員長 それでは採決いたします。議案第84号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第84号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第88号平成30年度土浦市一般会計補正予算第4回～第1表歳入全部、歳出中第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費中第1項社会福祉費中第7目消費者行政費、第4款衛生費ただし、第1項保健衛生費を除く、第8款消防費、第2表繰越明許費中第2款総務費、第3表債務負担行為補正ただし、土浦市勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料を除く、第4表地方債補正を議題といたします。まず、歳入及び第4表地方債補正については関連がございますので一括して執行部より説明をしていただき、その後歳出を願います。執行部より説明を願います。

○佐藤財政課長 8ページをご覧ください。まず、歳入全部でございまして、8ページの上段2表にありますとおり、今回は歳入、国庫支出金、県支出金等の補正をしまして、総額で3,546万5,000円を追加するものでございます。その下段から科目ごとにご説明申し上げます。まず、15款の国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金でございまして、こちらにつきましては、1節の地域生活支援事業補助金、移動支援事業費補助金でございまして、こちらにつきましては、移動困難な障害者の方について、いわゆる買い物などの余暇活動時に、いわゆる外出補助というサービスというのがございますが、昨今のニーズの増もありまして、こちらはサービス利用者の利用時間の増と。利用者の方の増というよりは、一人当たりの利用時間で出来るということから移動支援事業者委託料を補正増することに対する国庫補助金の増。こちらは2分の1ということでございます。歳出でございまして、委託料として補正額143万4,000円でございます。その下歳入、その2分の1で71万7,000円で補正内容のとおり国庫補助金71万7,000円を補正するものでございます。その下でございます。同じ民生費国庫補助金のこちら地域生活支援事業費補助金でございまして、こちらにも障害者の方に対するのストマ等の日常生活用具、利用者増に伴います助成費増に対する国庫補助金の増でございます。こちらにつきましては、歳出にありますとおり、扶助費といたしまして、補正額250万円増ということで、歳入の方はその2分の1ということで、125万円でございますので、補正内容のとおり国庫補助金125万円を補正増するものでございます。続きまして9ページでございます。こちらは4目の農林水産業費国庫補助金でございまして、こちらは1節農業費補助金、農地耕作条件改善事業費補助金でございまして、こちらにつきましては、かんがい排水事業、農道整備事業。こちらは常名の第3期地区でございまして、補助金の採択を受けとありますが、こちらにつきましては、追加交付があったということで、本市におきまして、該当になったということで採択を受けて、来年度に行う予定でありました、かんがい排水の整備を国庫補助金2分の1を活用して、前倒しをして行うというものでございます。歳出にもありまして、その下にありますが、補正額、計とありまして、委託料それから工事請負費、計で1,211

万円。こちらも歳入で2分の1。605万5,000円ということで補正内容のとおり、国庫補助金605万5,000円を補正増するものでございます。続きまして、その下15款国庫支出金4校国庫交付金でございまして、こちらは2目民生費国庫交付金となっております。こちらは、3節国民年金事務費交付金、国民年金特別事情交付金ということで、こちらにつきましては、来年4月から改正されます国民年金1号。主に自営の方に対する保険者の奥さん、産前産後の期間の保険料。これを免除するというによりますシステムを改修する必要があることから、それに対する国庫交付金。こちらは10分の10で補助されるものでございます。歳出は20万6,000円システム改修委託料。その10分の10が国庫交付金として歳入されるものでございます。続きまして10ページをお願いしたいと思います。16款県支出金でございまして、こちらにつきましては、先ほど国庫交付金の方でお話しました、外出補助サービスの経費分の4分の1分の歳入でございまして、国、同様、143万4,000円でございますが、その4分の1でございますので、県補助金で35万8,000円の歳入となります。その下でございますが、先ほど国庫交付金でお話したとおりでございまして、県分の4分の1でございまして、250万円の4分の1ということで、62万5,000円が歳入されるというものでございます。17款でございますが、財産収入でございます。2目の財産売払収入でございまして、こちらは土浦市公共施設跡地利用活用事業に係る売却収入の増ということでございまして、第二幼稚園と大岩田幼稚園の跡地でございまして、こちらでも予定される1億2,287万8,000円でございますが、こちらを補正増とするものでございます。11ページでございます。18款寄付金でございまして、こちらは教育費寄付金となっておりますが、市内の企業から新治学園義務教育学校に対して、使って貰いたいという寄付がございまして、100万円の寄付がございました。こちらにつきましては、遊具。はん登棒という登り棒の購入に充当しているものでございます。その下19款の繰入金でございますが、こちらは財政調整基金繰入金の減というものでございまして、今回一般会計補正予算につきましては、先ほど不動産売却収入など、歳入が歳出を上回っているため、歳入歳出を同額とするために財政調整基金を1億162万4,000円を減額しているというものでございます。22款市債でございます。こちらは、先ほど国庫補助でございましたかんがい排水の事業につきまして、起債対象事業費でございますが、実施設計と工事請負費から国庫補助金を引いた、市費分ですね。こちらにつきまして、75%の充当率の起債を充当するものでございます。1番下にありますとおり歳入は541万5,000円の75%ということで、10万円は切り捨てておりますので、400万円の市債を増額するというものでございます。続きまして12ページでございます。こちらは地方債補正でございまして、今申し上げました、かんがい排水及び農道整備によります地方債を400万円増額することから、下の表にありますとおり、一般地帯土地改良事業。市の予算の市債を400万円、地方債を増額するというものでございます。説明については以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

○篠塚委員 17款財産収入のところなんですが、大岩田幼稚園の跡地の売却も予算化

されているのですが、議案でいうと第99号ですね。99号で許可がないものを先に載せちゃっていいのかどうか。確認したいのですが。

○佐藤財政課長 おっしゃるとおりだと思います。その場合、セットでございまして、譲渡の方を審議していただいて、こちらになるということになります。契約の関係とか、補助金の関係も今回の補正予算の計上をさせていただいているところではございますが、もし、審議が、もし、なった場合は、3月で補正減とさせていただくという形です。

○篠塚委員 補正なんで、3月にもう一回補正すればいいんじゃないかと思うんですが、収入の部分でね。だめだったらもう一回補正するというのも、また3月になるんでしょ。議案でいうと先にこっちを審議しておいて、それでその後というのはどうもしっくりいかないなと思うのですが、その辺はどうなんですかね。

○佐藤財政課長 順番的な話になってきちゃっているんですけど、本来であれば審議としては、これをどうなのかというのを示させていただいて、こちらというのが本来の形だと思うのですが、一般会計補正予算という全体の中でございまして。

○篠塚委員 苦しい答弁だな。この後に委員会の中でも審議が入るわけですよ。だから、これを通すということは、そっちの審議にまで入ってしまうのではないかという心配まであるので、どうなんだろうということを行っているんですが。

○吉田委員 篠塚委員の言うとおりでよ。逆だよこれ。

○佐藤財政課長 議案の順番というものは、どちらが後になるとか、前になるとか法で決まっている訳ではございませんので、おっしゃるとおり、それを先にやっていくという、同じ議会の中では先にやってというのとは。

○篠塚委員 議案の先後じゃなくて、決まってないものを補正予算に載せるのはおかしいでしょという話をしているので、それをもしだめだったら、もう一回補正をしますというんだったら、最初から載せないで3月に補正した方が、その方がいいんじゃないですかという意見なんです。それは法的に大丈夫だろうのこの問題じゃなくてね。そういうことなんですけれど、どうなんだろう。

○山口政策企画課長 今回財産の譲渡と売却額の歳入、それから国庫返還金等の歳出を3つを案としてご審議をお願いしているところでございます。先ほどちょっとお話がございましたけれども、歳出の方では、国庫返還金がございますけれども、文部科学省の方に処分の申請をしてですね、承認が下りると20日以内に支払いなさいという条項がございますことから、今回財産の譲渡と一体として歳入歳出の方もセットでということ考えさせていただいて、議案の方を提出させていただいたところでございます。

○吉田委員 これ逆にしろよ。99号の財産の譲渡を先に審議して、その後、一般会計の補正をやろうよ。その方がいいんじゃないの。どうでしょう。皆さんに聞いてみて。

○平石委員長 如何でしょう。吉田委員からご提案がございましたけれど。

○篠塚委員 委員会の審議としては、そっちの方がいいと思います。変更出来るのであればね。本会議の方はまた別だと思うんですが。ただそれがゆるされるかどうか。委員

会の中ならいいですけど。委員長が順番を変えるだけですから。

○平石委員長 じゃあ、そういうことでちょっと。

○久松委員 それでいいです。すっきりするように。

○平石委員長 じゃあ、そういう形で変更させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○海老原委員 寄付金の100万円。これは企業は教えてもらえるのかな。

○佐藤財政課長 雅電気です。

○島岡副委員長 本会議でも順番逆ということ。

○篠塚委員 まずは、委員会の審議はそれで進むでしょということ。本会議については、ちょっと聞いてみないと。委員会で進まないと、本会議に上げられないから。

○島岡副委員長 条件付とか。そういうことは出来ないのですか。

(「ない」という声あり。)

○平石委員長 その他何かございませんか。では、歳出。

○篠塚委員 これは棚上げにしておくのですか。採決しないで。棚上げですね。

○平石委員長 はい。すいません。今、順番を変更して進めさせていただきたいと思ひます。先に議案第99号財産の譲渡について旧大岩田幼稚園跡地売却を議題といたします。執行部より説明を願ひます。

○渡辺管財課長 41ページをお願いいたします。地方自治法96条にございまして議会の議決に該当する案件でございまして、旧大岩田幼稚園の件につきましては、事前に市が提示しました基準価格。この基準価格というのは市が設定した売却希望価格でございまして、その基準価格を下回って譲渡を予定していることから、議案を上程したものでございまして。物件につきましては、旧大岩田幼稚園跡地、土地、建物等記載のとおりとなっております。譲渡価格につきましては、土地及び建物、合計税込み3,500万円。なお、この譲渡価格につきましては、市が設定した基準価格を下回るものの、鑑定評価の価格は上回っている状況となっております。契約予定の相手方としましては、市内に本社を有する日東エンジニアリング株式会社でございまして。契約方法でございまして、土浦市公共施設跡地利活用公募型プロポーザルとして実施いたしました。その際選定された今回の契約予定者との随意契約となるものでございまして。続きまして、別紙でご用意いたしました資料をお願いいたします。31ページに渡るものですが、私の方では1ページから29ページまで進めさせていただきまして、その後30、31ページは政策企画課長の方から説明させていただきたいと思ひます。1ページをお開きください。1番、公募スケジュールにつきましては、6月15日に公募の方を開始いたしまして、その後、旧第二、旧大岩田幼稚園跡地につきましては、それぞれ1社から参加表明書及び提案書の提出を受けまして、9月21日にプロポーザル選定委員会を開催し選定したものでございまして。その際の公募要領の方は、3ページから20ページになります。初めに17ページをお開きください。一番上にございまして表が、その際の評価の項目と基準でございまして。今回の評価としましては、表のとおり大きく左側の欄になります。3つの評価項目からなっております。1つ目の評価項目は、事業者の資質。これは応募さ

れてきた事業者の経営規模であるとか。事業経歴等を評価するものでございます。2つ目の項目としましては、提案事業の内容を評価するもので、この中では、まちづくり及び地域への貢献度と提案事業の実現の可能性の2つの基準から評価をするものでございます。3つ目の項目としまして、事業者から提示された買受希望価格から評価の方をするもので、こちらに関しましては、市が事前に提示しました基準価格。いわゆる売却希望価格を下回る価格提示の場合でも直ちに失格とはせずに、提示された価格について、審査評価の方を行うとしたものでございます。以上の大きく3つの評価項目。事業者の資質、提案事業の内容、それから見積金額によりまして、総合的に評価を行い選定されたものでございます。その際のヒアリングの際の質疑応答でございますが、事業者の方からは、代表取締役を中心としました推進チームを作りまして、施設改修、介護福祉士等の確保を図って開設のための諸準備に万全を期すという言葉であるとか。また、今回の場所。大岩田地区であります。小岩田地区ですか、住宅地の一角にありまして、北側には公営住宅も広がっており、高齢化社会に対応した地域密着型の介護施設の必要性に今回対応することが出来ると考えているというような説明の方もしていただきました。8ページに戻っていただきまして、今回の公募条件としまして、公募の際にはさまざまな条件の方を付してございます。まず、9ページの1番上(2)用途及び権利の設定等の制限をご覧くださいますと、本契約から3年以内に提案事業の用途に供すること。次に、用途に供した日から5年を計画するまでに提案のあった用途以外に要することが出来ない。さらに本契約から10年を経過するまでは、第三者に対し所有権の移転等は出来ないこと。そして(5)買戻し特約につきましては、10年間の買戻し特約の方を規定しておりまして。さらに(7)違約金につきましては、売買代金の100分の30としておるものでございます。それでは2ページの方へ戻っていただきまして、契約予定者であります日東エンジニアリング株式会社におけます事業計画及び事業実績についてでございます。事業計画につきましては、日帰りデイサービス及びショートステイ事業所の運営。実施スケジュールにつきましては、介護事業所の指定を受けた後、間仕切り壁やエレベーター等の設置工事。また入浴室の建築工事等の改修工事を行いまして、33年度に施設の開設となっております。次に(2)当該事業者の事業実績でございますが、当該事業者、昭和62年に現在の会社を設立後、建設業を主たる業務としている会社でございます。なお、当該事業者日東エンジニアリングの会社の定款の方を確認しましたところ、各種建設業のほか介護保険法に基づく様々な事業が記載の方がされていることは、確認してございます。次に21ページから29ページをご覧くださいますと、当該事業者との仮契約書の方の写しをお付けしてございます。先ほどご説明申しました公募の条件。様々な条件につきましては、まず、用途及び権利の設定等の制限につきましては、23ページの中ほどに記載がございます。第17条から第19条の方に定めてございます。次に買戻し特約につきましては、次の24ページをご覧くださいますと、一番上に記載の21条から、さらに違約金につきましては、次の25ページ記載の26条に定めてございますので、現在は仮契約の方を締結しているものでございます。私からの説明は以上でございます。

○山口政策企画課長 私の方からは、今一度売却につきましての価格の関係と、事前の委員会時に求めのありました介護施設の利用状況等についてご説明の方をさせていただきます。一部管財課長の説明と重複いたしますが、ご理解をいただきたいと思っております。30ページをお願いします。今回応募のありました第二幼稚園と大岩田幼稚園の鑑定価格。基準価格。売却価格等を改めて一覧表にしたものでございます。左から3つ目の欄がですね、今回公募型のプロポーザルを実施するにあたりまして鑑定の方を取っておりますので、こちらの方が鑑定金額ということになってございます。その隣の基準価格でございますが、こちらは公募するにあたって基準となる金額として公表している金額ということでございます。こちらはあくまで本市としての売却希望価格ということでございます。今回の公募型のプロポーザルでは、この基準価格未満の提案でも失格とはなりません、提案金額も審査、採点の対象としているところでございます。その隣売却価格とありますが、こちらは今回提案のあった金額でございます。その右側、太枠で囲ったところが、それぞれ鑑定価格と基準価格との差。鑑定価格と売却価格の差。基準価格と売却価格の差となっております。まず第二幼稚園について申し上げますと、鑑定価格が3,417万円。公募するにあたっての基準価格が7,949万円。提案のあった金額が8,787万8,000円でございます。1番右側の欄でございますけれども、売却価格。今回提案をいただいた金額について、基準価格と比較いたしますと、約800万円。その左側。鑑定価格と比較した場合は、約5,400万円上回った価格での提案となっております。続きまして、大岩田幼稚園につきましては、鑑定価格が2,593万円。基準価格が4,567万円。売却価格、提案のあった金額が3,500万円でございます。1番右側の欄。提案のあった金額は公表した基準価格を約1,100万円下回っておりますが、その左。鑑定価格と比較しますと、約900万円上回っている状況でございます。ただいま申し上げましたように、今回第二幼稚園につきましては、売却価格が鑑定価格、基準価格とも上回っていることから、10月17日付で契約の方を締結しております。一方で大岩田幼稚園につきましては、鑑定価格は上回っているものの、基準価格を下回っていることから、地方自治法の規定に基づき、議案といたしまして、審議をお願いしているものでございます。続きまして31ページをお願いいたします。市内のデイサービス、ショートステイ事業の利用状況でございます。まず、上段。通所介護、デイサービスの方から申し上げますと、左から市内の施設数は51施設。1日あたりの定員総数は1,359人。4月から9月までの6ヵ月間の延べ定員総数は、約20万5,063人でございます。その右側が月ごとの利用状況という風になってございまして、その合計が右から2つ目でございます。6ヵ月間の利用件数は約11万件となりまして、この数字を定員総数で割り返した利用率は54%となっております。下段の短期入所生活介護。いわゆるショートステイ施設数は21施設。1日の定員は348人。6ヵ月間の定員総数は約6万4,000人。この間の利用件数は約4万5,000件でして、利用率にいたしますと71%といった状況となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

○吉田委員 この案件は、議会に委ねられた案件で、私も議員生活長いけど、そんなに無いんだよな。別に市執行部がマルバツの答えを出すのではなくて、この案件は議会に付すると。議会の決まったとおりにするということだから、大変重要な案件だなということをもまず感じています。その中で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例というのがあるんだよね。これは第1条から第3条までになっているんだけど、この第3条の中にね、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払いという風にあるんだけど、これからすると、この大岩田の件だけではなくて、第二幼稚園の方も議会に付すべきなのかなというのが第1に疑問があったんですけども、これはどうでしょうね。

○山口政策企画課長 こちら条例の方では土地の予定価格が2,000万円以上かつ5,000平米以上。建物の予定価格が2,000万円以上の処分は議会の議決が必要という風に規定されていると思います。今回は、この条件には第二幼稚園も大岩田幼稚園も該当はしていなかったということでございます。

○吉田委員 価格の面だけで議会に付するということなのかな。それはどこにあるんだ。

○山口政策企画課長 こちらのほうは、地方自治法に規定されてございまして、今回適正な対価なくして譲渡する場合は議会の議決が必要という風に規定されてございます。ただ、適正な対価という定義が、まず無いということでございますので、基準価格を公表している以上、これを下回った場合には、議会に諮るべきだという考えのもと、議案の審議をお願いしているものでございます。

○吉田委員 まず、1つの疑問がわかりました。市が出している適性価格に満たないものは議会の判断を仰ぎましょうと。これは地方自治法にも、そういう風に謳っているということだよな。なるほどね。はい。1つね、今日、保健福祉部に来てもらっているから、悪いけどさ、31ページ。今、山口課長から説明があったんだけど、もう少し担当部として、デイサービス及びショートステイに関して土浦市内の状況というのを説明して貰えるとありがたいんだよな。

○佐野高齢福祉課長 ただ今、市内のデイサービスの状況ということでご質問がございました。市内には51箇所の通所介護デイサービス施設がございます。このデイサービスも定員が18名以上の広域型のデイサービスと定員18名以下の地域密着型のデイサービスがございます。デイサービス、一般的には朝送迎をして、夕方また送迎により帰って来て。施設の方では、入浴、そして食事、レクリエーション等を行ったようなものを実施するような所でございますが、最近ではデイサービスも単に入浴を目的とするものだけではなくてですね、機能訓練の機器を購入しまして、特色を出しているようなデイサービスもあるというような状況でございます。そういったことから考えますと、やはり利用者の方からすれば、様々な利用時間も長いものから短いものがあるということは、選択肢が増えまして、個々にあったデイサービスを提供しているような状況でございます。以上です。

○吉田委員 ありがとうございます。私も社会福祉法人の理事を長年しておるんですけ

れども、このデイサービスの現状というのはよく知っている方だと思います。当初は、社会福祉法人又は医療法人か。の施設の中でデイサービスというのが行われていたけれども、今は、全然関係なく一般企業が参加出来るんですよね。そのために、施設がデイサービスに関する施設が相当市内にも増えました。現状的には、稼働率を見ても、利用率を見ても、半分しか利用されていないということなんで、中には、一般企業の中には辞めちゃうとか、身売りするとか、そういう話も出ているというのが現状かなと思います。その位で間違いないかな。課長。大丈夫ね。

○海老原委員 今回の計画は、日帰りデイサービス、ショートステイとなっていますが、その完成後の規模が示されてあれば教えてください。定員数が何人か。

○渡辺管財課長 定員数は、まだ未定ということでしたが、他のショートステイとデイサービスで18人以上になれば、申請をする方が県の方になるというのは事業所の方も理解しておりまして、今ある建物を使って出来る規模を考えていますということ。

○佐野高齢福祉課長 施設の要件についてご説明をさせていただきたいと思います。デイサービスにつきましては、食堂、機能訓練室、相談室、静養室、浴室、トイレ及び事務室等が必要になりますが、これにつきましては、明確な面積基準が定められておりますのが、食堂及び機能訓練室。兼用でも構わないということですが、利用定員数に3㎡を乗じた面積上を確保すること。それ以外につきましては、それ以上必要な広さを有すれば問題はないというような要件がございます。また、ショートステイにつきましては、デイサービスと同様、食堂、機能訓練室等が必要でございまして、食堂、機能訓練室は利用定員数に3㎡を乗じた面積上を確保することが必要となります。加えてショートステイにつきましては、宿泊する方の居室が必要となります。利用者1人当たりの居室面積は10.65㎡以上となります。以上でございます。

○吉田委員 これは、こちら委員さんにお話したいと思うんですけれどね。なかなかこれ、難しい案件でね。もし、その事業が失敗しても、この契約には10年間は結局売ることには出来ないよ。もしだめだった場合は土浦市が買い戻しますよということもあるんですよね。だから、事業のことを10年先。このデイサービス事業が10年先でも大丈夫かというような心配はさほど問題ではないと思うんですよ。それは市の方で所有権は持っていないと、売っちゃだめですよとあるんだけれども、その中で、所有権を移転してはいけない。市はそうやって監視していますよ。でもその土地は、担保物件とか何かに入っちゃうと、これは市はどうだろうね。そこまで見られないのかな。可能性的にはあるよね。

○船沢市長公室長 おそらくですね、仮にその方がお買いになったと仮定いたしまして、担保に入れるとしますと、まず契約書の中で、3年、5年、10年。先ほど管財課長が申し上げました。その部分につきましては、おそらく重要事項説明の案件としておそらく入ってくるのではないかなと思ってございます。おそらく、縛りのついた物件を売買契約する時に、それを示さないで売買契約というのはおそらく宅建業者なんかも入ると思いますので、そういう部分というのは重要事項説明の重要な案件ではないかなと思います。



○吉田委員 売買ではなくて、担保というのは。

○船沢市長公室長 担保の場合も、おそらく、担保する方にその部分というのは説明という部分が入るのかなと考えてございます。

○吉田委員 定かではないのか。

○船沢市長公室長 はい。あと、担保で取る方が、そのような部分はお調べになった上で当然融資とかするものではないかなという風に思っております。

○山口政策企画課長 登記簿の方に買戻し特約を明記した登記をいたしますので、そういったものを売買する、買受ける、抵当権を入れるとか、そういった際には登記簿を確認するはずですので、そこにはきちんと10年間の買戻し特約というのが明記されていると思いますし、相手方に売却されたとしても10年間はそういったことで、登記簿で確認も出来ますし、他に売り買いは出来ませんよということは、こちらから改めて説明するということになると思います。

○島岡副委員長 ご存知のとおり、この物件の隣は大岩田小学校ということでございまして、10年間はいいけれど、その後は心配かなという。どういう用途になるのかというのが多少あります。と申しますのも、めぐみ保育園の隣にやっぱり日東エンジニアリングさんの土地がありまして、こちらの土地も実は私も理事をやっていますので、めぐみさんにそういった社会福祉事業をやるよという話があったと。確証はないんですが。それが断ち切れになったからか知りませんが、その土地は、今度は売却ということで、公に少し、坪幾らでということを出たという話がございまして。10年間はいいとして、その後は心配だなという風のは、拭いきれないのかなとは思うんですよね。

○山口政策企画課長 こちらの地区ですね、用途地域が第一種低層住居専用地域という風になってございまして、こちらの方、なかなか他の用途にするのが難しい。住宅や福祉施設以外は、かなり難しいということでございまして、用途上なかなかそういった他のものには、なりにくいかなとこちらの方としても思っております。

○吉田委員 この案件で1番私も勉強させていただきました。事前に資料をいただいて、普段勉強しない私が勉強させていただきました。この議会の方に繋がれた案件で、いわゆる大岩田幼稚園に関しては、基準価格を下回っていますよと、1,000万位ね。その価格が適正であるか適正でないかという判断なんだよね。我々議会の方で。それを3,500万という数字が適正であるか。適正であればマルな訳です。いやこれはちょっと適正ではないなと、その判断をするのが総務市民委員会だと思うんですが、第二幼稚園は基準価格より上回っている。地方自治法においても、先ほどの説明で議会に募るのは、市の希望価格、基準価格を下回った場合は議会に募るという考えですよね。そう考えると、やはり市の出した基準価格というのが一つの目安なんだよなという気がしてきましたよ。だから、事業の内容とかそういうものは、いわゆる契約の中で縛りが出来てますから、相当な縛りなんですね。見るとね土浦市としては売りますけれども、ただ売ってただ黙ってませんよ見たいな。相当な縛りであり、我々議会がノーと言っても一切貴方方の買いたいといった会社に対しては、貴方方は言えませんよというのも入っているしね。ああ、これはすごいなと思ってね、やはり先ほど言ったようにこの問題は、この

価格が適正であるかどうかという判断を我々がしなくてはいけないということで。じゃあ何が基準かと言ったら、いろいろと資料を見てみると市が出した基準価格。これが適正価格というか、これが大元だろうなと思ってね。やはりそれを下回るとなると、下回って議会がオーケイを出すと、まだ都和幼稚園が残っているんですよ。3件出して、都和幼稚園はどこも応募がなかった。でも値段は4,800万円でそのままのもので募集している。ここで我々が3,500万。1,000万低い中で、まあいいでしょうとやったら、次は都和幼稚園も必ず下がってきますよ。上がることはないよね。どうみても。さあ、下がった。また議会の総務市民委員会に案件が来るでしょ。その時にじゃあどうするのか。どの位の金額で入ってくるのかわからないけれども、また都和幼稚園で安い価格で入ってきた時に、我々がどう判断するかと言ったら、判断のしようがないんだよね。やはり市の基準価格。これを下回ってはまずいという判断をせざるを得ないのかなと。ということは、もう一度、再応募というか再入札だな。そういう手段しかないのかなというのが私の意見で。

○矢口委員 今、吉田委員が言ったのは尤もな話なんだけれども、ただ、鑑定価格が2,500万。市の評価額が4,500万。あくまでも、当然市はこら辺で売りたいよという話なんだろうけれど、それで、出したのが1社で3,500万な。こういうことで、吉田委員が言うことは、逆の立場で言えばだよ。ここでもし、我々が否決して、売らないよと、そうなった場合。いつもこれが基準で希望価格より下回ったやつは売れなくなるという可能性もあるよな。逆に言えば。当然。俺は鑑定価格というのは、商売人が、ここの鑑定価格は、これが正常な値段ですよというんだから、俺はある程度、鑑定価格より以下ではやりようがないけれど、1,000万以上。この物件に関してはだよ。高い訳だから。というのはね。常に市の今持っている公共用地で、そのままになっている土地。それが民間に売って少しでも固定資産税でもなんでも入った方が、市が持っていたら一銭も入らない訳だから、これね。だから、そういう意味では、俺はこの幼稚園とかではなくても、他の物件もある程度の。まるっきりね、叩き売りじゃないんだから、ある程度の値段が出ているのなら、売却してもいいんじゃないのかなと思うんだよね。じゃないと、いつまで経っても、これが初めての、あれだから一概には言えないけれど、ただ、逆説もあるということを考えなくてはならないのかなと思うよな。結果的に上があればよ、鑑定価格より下回って売ってというのなら、幾らなんでもちょっとおかしいけれど、鑑定価格よりはある程度1,000万は高い訳だから。さっきも言ったように、第二幼稚園の場合は事業者と市の価格で、あったわけだよ。買う人も、ここ買って幼稚園にするとか、何とかという話なんだろうけれど。当然そこであれした方がいいだろうということで、下回らないで済んだんだろうけれど。売却も高い訳だから。そういう意味では、その人の使う事業によっても違って来る訳だよ。当然、まったく、あれだったら1社じゃなくて、何社かはあったと思うんだよな。当然、デイサービス。そういう使い方をしたいということなんだろう。結果的に。デイサービスで使いたいということになれば、他の物件に条件は付いている訳だから。ある程度はやむを得ないのかなと。この物件に関してはだよ。私もそう思わざるを得ないんだけど。

○篠塚委員 公共用地の売却の初めてのケースなんだけれども、今後の基準になると思うので、皆さん意見を言われていると思うのですが。再確認なんです、基準価格をだした根拠を、補助金が入っているから、補助金の返還金とかがあったかと思うので、大岩田幼稚園だけでいいので数字を述べて欲しい。まず基準価格の根拠。それから評価。評価なんです、資質とか内容とかで60点。60点未満の中に価格が1点でも入れば、なる訳ですよ。基準評価の点数の割合をどういう風に決めたのか。支出と内容があつていけば、市は売却していきますよという価格はちょっと40%になるからね、その辺のことも含めてお伺いしたいのですが。

○山口政策企画課長 基準価格の設定でございますけれども、こちらは不動産評価額とか、市場価格等を参考にしまして、市の方で最大限に高く売りたいということもございまして、希望価格というものを設定させていただいたところです。

○篠塚委員 希望価格の基準なんだけれど、不動産鑑定以外に補助金が入っているでしょ。その返還金の問題とか、基金積立とかあるじゃないですか。それをちょっと言って欲しいとっているんです。再確認の意味で。

○山口政策企画課長 基準価格を設定するにあたって、返還金ですとか基金の積立金、それから繰上償還のお金というものをプラスアルファをして売っているということでは、基本的にはございません。そういったことでは文部科学省の方からそういったことはよろしくないという通達も受けておりますので、そういった価格を乗せて売っている訳ではないということをご理解いただきたいということでございます。先ほど、以前事前の委員会では、説明させていただきましたけれども、返還金の方が大岩田幼稚園の方では237万6,000円。基金の積立金が152万3,000円。繰上償還金額2,168万7,000円ということで、3つ足した2,558万6,000円が文教厚生委員会の方での借金としての議案として載っている金額でございます。

○篠塚委員 もう1点。評価方法ね。資質と内容が60点。価格が40点と。資質と内容は、持っていれば、だいたい売却するような利活用事業の候補者になり得るんですけども、これは市の方の自身として、市の財産を有効活用して欲しいというのがあって、そういう採点基準になったのかなという気もするのですが、その辺はどのように採点基準は作ったのでしょうか。

○渡辺管財課長 おっしゃるとおりでございます。

○久松委員 先ほど、基準価格を算定する上で、市場価格などを加味していたよということだけれども、市場価格というのはどういう風にして調査したのですか。

○山口政策企画課長 こちらは、金融機関ですとか、宅建事業者、そういった所でヒアリングといたしますか、アドバイスをいただきながら、こちらの方の金額を設定してございます。

○久松委員 そうすると、譲渡価格と市場価格と比べてどういう状況ですか。

○山口政策企画課長 最初に鑑定価格というものを私ども、いただいております。その金額が2,593万円ということでございますけれども、こちら市民全体の貴重な財産でもあるということで、何とか高く売りたいということもこちらにございましたので、

最初の基準価格というものも、高めに設定しているということの事情もあります。鑑定価格を予定価格として売却をするのはごく一般的だと思いますけれども、その公表している金額の周辺でよく応札といいますか、応募する金額が周辺での価格帯での応札が多いというような事情もありましたので、公表する金額について少し高めに設定したというのが実情は、こちらとしてはあります。

○久松委員 市場価格と比べてどうかということ。

○山口政策企画課長 こちらの物件の方には、放射線の除去土壌というものが、実は埋設されておりまして、一般の土地よりも基本的には安くなっているという風には感じております。

○島岡副委員長 私が思うんですけど、この土地を全くの条件がない、一般の不動産業者に売るとしますと、800坪位あるので、そのうち道路部分取ったりすると700坪位になっちゃうと。700坪で市場価格が8万円位はあると思うんです。5,600万。今回3,500万。壊すのが1,100万。開発行為で1,500万くらい掛かりますので、5,600万。700坪で10区画取ると7,000万。そうすると業者は1,400万の儲けになると。その位儲けないとやっていけないから。3,500万では一般の不動産業者は買わないのではないかな。もう少し安く買わないと。大体開発は1,500万では出来ない。

○矢口委員 正直なところ、デイサービスで使わないで、普通に住宅地なら住宅地として、市は考えてもいいの。今の話だということ。結局一般の不動産に公募して、デイサービスじゃなくて。なに使ってもいいよと。そこの用途に合えば。

○渡辺管財課長 おっしゃるとおり、今回の公募の始まりはどのような用途に使っても構わないというスタンスで。今回の事業者に関しては、提案内容がデイサービスとショートステイで使いたいということでしたので、委員さんがおっしゃったとおり、私は壊して宅造したいんだという方は、応募することはなんら問題はないことから始まっております。

○沼田委員 参考のために聞きますが、解体費用。大岩田幼稚園はどの位で見えていますか。

○渡辺管財課長 大岩田幼稚園の方は、1㎡あたり3万3,000円の概算となりますので、大体2,300万ほど。

○沼田委員 解体はしないんだけど、第二幼稚園の場合。これはどの位見えていますか。

○渡辺管財課長 第二幼稚園の方はですね、建物が大きいもので、こちらの方は概算で3,400万掛かると。

○今野委員 今の解体費の価格なんですけれども、日東エンジニアリングさんの場合は、この関係のプロなので処分場も多分持っているのかなあとと思うと、一般よりはかなり安くなるのか、そういうのはあるのですか。

○渡辺管財課長 おっしゃるとおり、日東エンジニアリングさんはそういう業種もやっておりますが、今回の提案内容の方がデイサービスとショートステイと提案を受けておりまして、市の方で様々な縛りは付けておりますので。

○篠塚委員 審議内容にずれてきているので、元に戻していただいて、審議に。

○久松委員 売却条件の中で幾つか条件を付けているんだけど、先ほど、放射性物質の埋設がそのままになっているということだけでも、この後始末は買った方がやれよということになっているんだよね。どういう風なことになるんですか。価格とも影響しているのですか。

○山口政策企画課長 放射線の除去土壌は、その場所から動かすことが出来ないという風になってございまして、その除去に関しても土浦市が行うということになっております。

○久松委員 土浦市が行うの。

○山口政策企画課長 はい。

○吉田委員 動かしちゃいけないんだ。

○山口政策企画課長 動かしてはいけないということではないんですけれども、最終の処分場が決まっていないということでございまして、現状のままで、説明としましては、現状のまま、埋めたまま使って欲しいということで、事業者の方にはプロポーザルの中できちんと説明しております。

○久松委員 その他に、越境物などはあるんですか。越境物。売却条件の中に越境物がある場合。

○渡辺管財課長 大岩田幼稚園に関しましては、境界立会いをしまして、越境物というのは道路とかということだと思うんですが。ございません。

○久松委員 それから、建物の耐震性はどうなっているんですか。

○渡辺管財課長 耐震性の方もございます。

○久松委員 基準、充たされているの。

○渡辺管財課長 はい。

○久松委員 耐震補強やっている訳。そうすると事業者は、この建物を活用して、デイとかショートステイをやろうと考えてよろしいですか。

○渡辺管財課長 現在の建物を改修することによって、デイサービスとショートステイをやりたいという提案でございまして。

○久松委員 この建物は、築何年ですか。

○渡辺管財課長 築40年です。

○吉田委員 先ほども言ったんですけど、今後土浦市は、公共物とか建物のね、維持管理とか、適正化何かも作ったよね。国に提出したよね。将来的には、今現在ある30%削減するとかというものをきちっとしたものを作ったんだけどね。ということは、これからもこの案件は出てくるよな。予想的に、今回が初めて3件やった。1件が値段がということで。今後出てくると思うんですよ。この案件は。だから、先ほど言ったようにある程度議会で基準を決めておかないと、その時その時でもってああじゃないこうじゃないという議論をやっていたら笑われるぞ、これ。市民に。これは市民の財産だもんね。要は。それを売るということなんだから、やはり1円でも高く売るのが筋だよなと思うんだよ。市民のために。決して売り急いではいけない。というのもあるよな。

議会の方に。議会の方にもあるんだよ。売り急いではいけない。3, 500万で日東さんが札を入れた。この3, 500万が適正かどうかという判断を我々はするしかない。それは、いわゆる、何価格というんだっけ。鑑定価格か。鑑定価格より上ならいいだろうという判定でやると、とんでもないことになるぞ。ある程度の価格。じゃあある程度とは、どの位なの。突っ込まれたら返しようがないんだよな。だから、やはり基準が、市が提出している基準が、それが基準価格と。それと同じか、それ以上とかさ、やらないと、毎回こっちに来られたら、俺らもたまったもんじゃないと思うんですよ。

**○矢口委員** 今の話と同じようなことなんだけれども、確かに、基準価格と決める、さっきもちょっと出たけれども、市役所で決めた。これ仮にだよ、鑑定価格と希望価格で、2, 000万円以上違うわけだよ。結果的に。そうした場合、普通は鑑定価格というのは専門家が決めるこの位の値段ですよ。そうすると市役所で決めたのがあくまでも希望価格。今、吉田委員が言うように言えば、1円でも高く売りたいと。そういう話になって、仮にだよ、希望価格より下だったら売らないとなったら、おそらく、これから先、今持っているものは、ほとんど俺は売れないと思う。まあ、希望価格を安くすればいいことだから、それは別としてもだよ。そういうことも加味して、これから考えないと、全く、さっきも言ったように固定資産税だって、市が持っている分では、一銭も入ってこないわけだよ。どんどん古くなって、ぼろ屋敷になっちゃう訳だ。現実には。だからその辺のところも加味して我々も考えないと、これはなかなかこういう問題は難しいよ。市民の財産だし、1円でも高く売ろうというね。これは当然の話だ。逆に言えば、それにこだわって、売れないで、持っていて、宝の持ち腐れじゃないけど、市が持っている分には、何にも入って来ない訳だから。これはあくまでもデイサービスで使うからいいとしてもだよ。他の何かの商売で使うような所は、逆に早く売らないと。売れば当然、固定資産税とか、収益に入ったものに対して税金は入ってくる訳だから、そういうことを加味しても考えないと、なかなか本当に難しい。ただ、吉田委員が言うように、議会としても、何らかの基準がないと、だめだとはなかなか言いづらいし、これからの問題として、当然残るよ。我々だって正直な話、これが正式な値段というのがないでしょ。はっきり言うけど。欲しい人はある程度高くても買う。要らない人はただだっただけだよ。だからそういうところをある程度、役所も考えてやらなくちゃならないよな。ただ、余にも価格にこだわって、持っていたら、どこも売れないということも起きないとも限らない。一概にそれが正しいとは言えないからね。

**○久松委員** プロポーザルで応募の無かった都和については、同じ基準価格で公募するということですか。

**○山口政策企画課長** 今回と同じ金額でプロポーザルをする予定であります。

**○久松委員** 同様の形でなかなか難しいと、応募者が無いという場合に、改めて基準価格を算定し直すということは、ありえますか。

**○山口政策企画課長** まずは、もう一度売りに出してということになるかと思えます。それでも売れない場合につきましては、再度金額を変更するのか、あるいはやり方を変えるのか、そういったことはちょっと研究していきたいと思っております。

○吉田委員 そうだよな。それがベストだと思うよ。

○今野委員 基準価格では、ちょっと高く感じる方たちに対して、応募が少なかったかもしれないですけど、これはいろいろな不動産鑑定とか、その時の経済の状況とかで非常に客観的な数字を出されているかと思うのですけれど、吉田委員が先ほどおっしゃったように、きちんとした、今回基準価格というのを市が提示しているのですから、それに対して、今回1,000万円ですよ。下の価格が。市民感情としては、感情論になってしまいますけれど、1,000万も下なの。それでも通っちゃうの。これ私たちの財産よね。という感情論までに触れるまでの、えらく1,000万円というのは大きいのではないかなと、私は思います。

○篠塚委員 委員の中でこの案件に関して賛成か反対の意見をいただいて、それから賛否を取ったら如何ですか。よろしいですか。これに対して、私は賛成の意見を言うのですが、このプロポーザル方式を取って市民の財産を有効活用をするためのこういう方式を取って、価格を算定した訳なので、この価格を持って、デイサービスという事業をやっていくことが土浦の未来に繋がるだろうという方針の、多分売却の話だと思しますので、そういう意味での売却は賛成します。

○島岡副委員長 この建物があってのこの価格で、建物を壊して、一般の不動産屋さんが買うかという、私は買わないと思いますね。建物を有効に利用して使いたいという人しか買わない。不動産というのは、幾らこれで売りたいといっても、買いたいという人がいないと、納まらない。これはもう私も不動産を結構長くやっていますけれど、買いたいという人がいないと、幾ら高く売りたいだけでも絶対決まらない訳ですんで、折角買いたいという方が現れたので、ここは賛成です。

○平石委員長 それでは、採決と。

○吉田委員 ちょっと待った。賛成ばかりではあれだから、反対の意見を言わせてもらうと、今、山口課長が言ったのが私は一番の正解かと思うんですよ。今回これを否決して、再度同じ金額でやると。これやったのが6月の半ばから7月末だから、1ヵ月半位なんだよな。公募したのはな。そこでまた期間が短いという話も出たでしょ。公募期間が1ヵ月ちょっとしかなくて。知らない業者さん何かもいるかも知れないと。再度入札をして、基準価格を変えないで、期間を半年位やると。何も今すぐ、売り急ぐことはないんだよ。市の財産なんだから。それで、都和幼稚園もそうだけれども、再度提示をして、公告をして半年位やってみて、無ければ、山口課長が言ったように、様式をプロポのやり方とか価格とかを再度考えて出すとか。その位の手順で、買い手が付いたから今すぐ売ろうみたいなことじゃなくても俺はいいんじゃないかなと思うんだよね。その位の慎重さがあっても。以上。

○平石委員長 それでは、いろいろご意見がございましたので、採決をさせていただきます。議案第99号につきまして、賛成の方挙手をお願いします。

(島岡副委員長、沼田委員、矢口委員、海老原委員、篠塚委員)

○平石委員長 賛成多数とさせていただきます。

○篠塚委員 ちょっと、多数じゃないから、票をちゃんと確定を取った方がいいと思

ます。

○平石委員長 賛成5の反対3。

○篠塚委員 ちゃんと票を取って。反対の票もちゃんと取って。反対もちゃんと取ってください。

○平石委員長 反対の方挙手をお願いします。

(久松委員, 吉田委員, 今野委員)

○平石委員長 賛成多数とさせていただきたいと思います。戻りたいと思います。

○篠塚委員 5分位休憩された方がいいんじゃないですか。

○平石委員長 若干休憩を取ります。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○平石委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。途中になりました議案88号につきましては、執行部の説明をいただいたところで途中となりましたので、このまま質問に移るか、もう一度説明してもらおうか。

○篠塚委員 歳入からで。

○平石委員長 歳入の説明が終わりましたので、歳入の質問に入るか、もう一度歳入の説明をしていただくか。如何いたしましょうか。歳入の質問からでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 それでは、質問から再開をしたいと思います。委員の皆さまから執行部に対して質問がございますでしょうか。

(発言者なし)

○平石委員長 続いて、歳出、第2表繰越明許費及び第3表債務負担行為補正について説明願います。まず、人件費を一括して説明していただき、その後順次項目ごとに説明願います。

○今野人事課長 歳出中、総務市民委員会所管の補正予算につきまして、人件費の説明をいたしたいと思います。議案書No. 1の60ページをお開き願います。第1款議会費第1目議会費につきましては、人事院勧告等を踏まえた条例改正により、給料及び職員手当が増額となり、4月1日付人事異動に伴います職員構成の変動によりまして、共済費が減額となるものでございます。続きまして第2款総務費でございます。第1項総務管理費中、第1目一般管理費につきましては、人事院勧告の影響や4月1日付人事異動に伴います職員構成の変動によりまして、給料及び職員手当が増額となり、共済費が減額となるものでございます。続きまして、第2項徴税費につきましては、育児休業者3名による給料、職員手当、共済費の減額でございます。61ページの第3項戸籍住民基本台帳費につきましては、職員の1名減及び育児休業者1名及び育児休業部分取得者2名によりまして給料、職員手当、共済費の減額でございます。その下の第4項選挙費につきましては、職員の1名減によりまして給料、職員手当、共済費の減額でございます。62ページをお願いいたします。第5項統計調査費につきましては、人事院勧告等を踏まえた条例改正に伴い、給料が微増となりますが、職員手当等につきましては、時間外



手当等の減に伴いまして減額及び共済費が減額となるものでございます。第6項監査委員費につきましては、4月1日付人事異動に伴います職員構成の変動等によりまして、給料、職員手当等が増額となり、共済費は減額となるものでございます。続きまして、63ページをお願いいたします。第3款民生費第1項社会福祉費中第7目消費者行政費につきましては、4月1日付人事異動によりまして職員構成の変動等によりまして、給料、職員手当、共済費の減額となるものでございます。65ページをお願いいたします。第4款衛生費中第3項清掃費につきましては、職員の1名減及び育児休業者1名による給料、職員手当、共済費の減額でございます。続きまして66ページをお願いいたします。第4項環境保全対策費につきましては、人事院勧告の影響及び4月1日付人事異動によりまして職員構成の変動により、給料、職員手当、共済費が増額となるものでございます。最後に70ページをご覧ください。中段になります。第1款消防費第1目常備消防費につきましては、職員の1名減により給料、共済費は減額となりますが、職員の若年化によりまして、児童手当、住居手当、扶養手当の増及び人事院勧告等を踏まえた条例改正に伴いまして、給料及び職員手当が増額となるものでございます。説明の方は以上でございます。

**○渡辺管財課長** 13ページをお願いします。補正予算第4回案、財産管理事業についてご説明いたします。初めに今回の補正の理由でございますが、現在管財課が管理しております市有地の道路や隣接地に沿って建てられておりますコンクリートブロック塀の調査に係る費用でございます。内容といたしましては、先だって建築指導課で行いました安全点検において判断が不明であったものについて、今回境界確認等の地籍測量調査及び建築基準法に適合しているかどうかを調査する委託料でございます。2の補正予算額をご覧くださいと存じます。8目財産管理費の13節委託料におきまして、表の1番右側の欄。今回補正額内訳をご覧くださいと存じます。地籍測量等委託につきましては、3箇所。建築基準法適合調査につきましては、2箇所となっております。2つの委託費合計406万4,000円を今回補正するものでございます。歳入につきましては、先ほど財政課長よりご説明がありました件、2施設の売払いの件のものでございます。説明の方は以上でございます。

**○下村生活安全課長** 14ページと議案書No1の53ページ、第2表の繰越明許費になります。14ページの方から説明させていただきます。今回神立駅の西口の土地区画整理事業に伴いまして、現在有ります神立駅西口自転車駐車場の建替をするため、既存の自転車駐車場の解体を行うものです。この度解体工事の入札が不調となったため、再度市場調査を行いまして、市場の適正価格にあった設計をした結果、当初予算額を超える価格になったため、増額補正をするものです。今回増額補正の金額でございますが、630万円。当初予算、1,450万円ですので、補正後の予算額が2,080万円となります。議案書の53ページをお願いいたします。この解体工事が年度内の竣工が見込めなくなったために、今回第2表の繰越明許費として設定をするものです。今回補正後の金額2,080万円を設定をしております。説明は以上でございます。

**○松本市民課長** 2款1項18目支所及び出張所費についてご説明させていただきます。

15ページをお願いします。本年6月の大阪府北部地震による塀の倒壊被害を受け、都和支所のコンクリートブロック塀について、建築基準法に基づき、建築指導課建築技師による目視計測調査を実施したところ、鉄筋の状況等が建築基準法に適合しているか不明であるため、その適合調査経費について、今回補正をお願いするものでございます。補正予算額といたしましては、建築基準法適合調査委託料として17万9,000円を計上し、鉄筋の状況や基礎の根入れの深さを調査するものでございます。また、委託料につきましては、都和支所と隣接する消防団第13分団の塀も、同様の構造でつながっているため、一体的な物として1箇所調査し、調査費用を消防と2分の1ずつ按分するものでございます。なお、今回の調査により、建築基準法上不適合と判明した場合には、平成31年度にブロック塀の撤去及び改修を予定しております。以上でございます。

**○檜山消防総務課長** 16ページをお願いいたします。平成30年度一般会計補正予算消防施設関係事業について、ご説明いたします。補正理由につきましては、一部市民課と重複する内容がございますので、ご理解をお願いいたします。本年6月18日に発生した大阪北部地震において、小学校のブロック塀が倒れ女児が死亡した事故を受けて、本市においても全庁的に内部調査を行いました。その結果、消防本部が所管する第13分団車庫敷地内にあるコンクリートブロック塀については、昭和57年当時の建築に係る内容が確認できず、建築基準法に適合しているかの確認調査を実施するものでございます。歳出の補正額につきましては、3目消防施設費補正前の予算額1億3,419万2,000円に対し、補正後は1億3,437万1,000円となり、17万9,000円の補正をお願いするものでございます。17ページには、第13分団車庫周囲の写真を添付してございます。説明は以上でございます。

**○真家選挙管理委員会書記次長** 18ページをお願いいたします。土浦市一般会計補正予算案債務負担行為補正についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、4月に執行予定となっております土浦市議会議員一般選挙に係る債務負担行為補正となります。平成31年4月30日に任期満了を迎えます土浦市議会議員一般選挙につきましては、4月21日に投開票になる見込みでございますが、委託や物品の購入など、執行業務の一部につきまして、3月中に契約等の手続きを進める必要があることから債務負担行為により対応をお願いするものでございます。1の債務負担行為限度額については、1,978万9,000円となっております。2の内訳につきましては、ポスター掲示板の購入等、表のとおりとなっております。説明は以上でございます。

**○五来環境衛生課長** 19ページをご覧ください。土浦市営斎場指定管理料の債務負担行為補正でございます。1番、債務負担行為の理由でございます。現在の指定期間が今年度末で終了いたしますことから、来年度以降の指定管理者の選定に伴いまして、市から支出する指定管理料につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。2番、補正予算額は3年間の総額で1億1,621万8,000円でございますが、内訳でございますが、4番の算出根拠をご覧ください。指定管理料につきましては、斎場の運営経費の見込額から火葬場の利用料、式場等利用料の利用料金の収入見込額を差引いた額でございます。31年度と32、33年度で若干金額が異なりますが、こちらは来年1

0月の消費税率変更に伴うものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

○吉田委員 下村課長。解体の不調に伴い、再入札なんだけれども、ここ数年土浦市の解体の入札というのは、解体工事の入札は、すべて低入札なんだよ。いわゆる叩き合いなんだよな。その業界の入札が不調になったということは、相当な事だと考えられるんだよ。補正がね、当初予算が1,450万円だったやつの、補正が630万。割合からしたらどの位の割合だ。相当な額だろう。何が足らなかったんだ。これ。再度市場調査というけれども、通常は2割位とかさ、その位の案件で足りないとかあるんだけどね。ちょっとこれ異常だなと思ったから。

○下村生活安全課長 実は、今回の大きい増減の理由というのが、アスベスト。既存の駐車場の外壁塗装内に入っていますアスベストの除去というのが、大きいウエイトを占めています。実際に当初予算を取る時には、このアスベストが入っているかという調査をしてませんでした。担当課の方でその認識が無かったものですから、その段階では既存の建物の全体の基礎を撤去するというような見積の内容が当初の予算内容になっています。神立一組の方からは、基礎部分は撤去しなくてもいいですよと、上物だけの解体だけでいいですよと、というような話がありまして、担当課としましては、基礎部分を持ってアスベストを賄えるのではないかというような考えのもとに、今回入札を出しています。それが実際には、アスベストの除去の人件費。それから機材材料等で増額されてしまっているというような内容でございます。

○吉田委員 これからは、出す時にはそういうところを、設計とかそういう段階で慎重にやらないと。こういうことをやっていると笑われるぞ。他の市町村に笑われるから気をつけてやってくれ。

○平石委員長 その他何かございませんか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第88号平成30年度土浦市一般会計補正予算第4回～第1表歳入全部、歳出中第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費中第1項社会福祉費中第7目消費者行政費、第4款衛生費ただし、第1項保健衛生費を除く、第8款消防費、第2表繰越明許費中第2款総務費、第3表債務負担行為補正ただし、土浦市勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料を除く、第4表地方債補正は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第88号平成30年度土浦市一般会計補正予算第4回～第1表歳入全部、歳出中第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費中第1項社会福祉費中第7目消費者行政費、第4款衛生費ただし、第1項保健衛生費を除く、第8款消防費、第2表繰越明許費中第2款総務費、第3表債務負担行為補正ただし、土浦市勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料を除く、第4表地方債補正は、原案どおり決しました。次に、議案第95号土浦市民会館耐震補強及び大規模改築建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願いま

す。

○渡辺管財課長 20ページをお開きください。本案件、教育委員会文化生涯学習課からの案件でございます。初めに今回の工事の目的でございますが、22ページをお開きください。今回の工事の概要となっております。ページ中ほどから下の所9番に記載がございますように、土浦市民会館は老朽化が著しく、また耐震基準を満たしていないことから、施設の耐震化を図るとともに、老朽箇所の大規模な改造を行いまして文化芸術活動の拠点として市民の方々等が安心、安全に利用出来るように整備をするものでございます。次にその下、10番、工事内容でございますが、耐震補強工事を始めとしまして、天井改修工事、トイレ、客席の改修交換、エレベータ及びスロープの新設などを行うものでございます。20ページに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては記載のとおりでございます。契約金額につきましては、税込み9億2,340万円。契約予定の相手方としましては、市内に本社を有する郡司建設株式会社と同じく市内に本社がございます池田林業株式会社との共同企業体でございます。こちらの出資比率は、郡司建設63%。池田林業が37%となっております。契約方法でございますが、11月8日に一般競争入札にて執行の方をいたしました。当案件、共同企業体、いわゆるJV共同企業体の案件でございます。市内に本社を有し、土浦市において建築一式工事の格付けA等級の企業同士のJV案件でございます。企業体構成の条件といたしましては、構成員の数は2社、出資比率の加減は30%といたしたところでございます。入札結果につきましては21ページをご覧にいただきたいと存じます。中段に記載のとおり3つの企業体から応札の方ございまして、予定価格については、左下に記載がございますように税抜き8億7,007万円。最低制限価格につきましては、税抜き7億8,306万3,000円。落札率98.26%という結果でございました。その他資料といたしまして、23ページをご覧いただきますと、完成イメージ図をお付けしております。横にしてご覧いただきますと、上段のものは、市民会館駐車場側から施設を望んだイメージ図となっております。左下のイメージ図は大ホールのものでして、今回1階中央部座席を千鳥格子上に配列をしまして客席から鑑賞しやすくなる設計となっております。座席幅につきましても、現在より5センチ広く、幅50センチのものに交換されるというものでございます。また右下のイメージ図、小ホールのものでして、こちらは新たにセンターに通路を配置することにより、通常時や非常時におきまして、鑑賞している方々が出入りのしやすい設計となっているものでございます。続きまして24ページ、こちらも横にしてご覧いただきますと、こちらは1階の平面図でございます。右下に凡例の方をお付けしてございますが、耐震補強及び大規模改修に関しまして色分けして表示の方をさせていただいておりますので、こちらはご覧いただければと存じます。続きまして25ページは、2階の平面図。26ページ、3階の平面図となっております。こちらも同様にご覧いただければと思います。さらに27ページには、整備事業のスケジュールとなっております。表の1番左側から中ほどに記載してございます本体工事等の欄における建設工事のところが今回の工事の行程表となります。工期につきましては議決をいただいた翌日から2020年3月15日までの予定となっております。

います。その後準備期間をおきまして、5月供用開始の予定でございます。本案件についての説明は以上です。よろしく願いいたします。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

○海老原委員 開始時期が5月からということで、それにあわせて駐車場ね。市民会館前の駐車場と脇の駐車場の改修というのは、予定があるのかどうか。

○渡辺管財課長 現在は286台分、駐車場があるようございまして、この後駐車場の拡張工事の方は60台分を増やす形で予定の方はしてございます。

○海老原委員 先ほどの5月には駐車場もあわせて使えるということではないんですか。

○佐賀文化生涯学習課長 リニューアルオープンに合わせまして、真鍋事務庁舎の旧館の方ですけれども、一部を解体をさせていただきまして、およそ60台分を予定しておりますが、そちらを駐車場として整備をさせていただく予定でございます。

○平石委員長 その他何かございませんか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第95号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造建築主体工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第95号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造建築主体工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。次に、議案第96号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造電気設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 28ページをお願いいたします。本案件も土浦市民会館整備工事に係るもので、こちらは電気設備工事の契約案件でございます。名称、工事場所につきましては、記載の通りでございます。工事内容でございますが、電気設備工事の一式。受変電設備工事を始めとしまして、動力設備や発電機設備、舞台照明、音響を含む放送設備等の内容となっております。契約金額につきましては、税込み5億7,002万4,000円。契約予定者として、市内に本社を有する吉原電気工業株式会社と同じく市内に本社のある都和電設工業株式会社との共同企業体でございます。出資比率は、吉原電気60%。都和電設40%となっております。当案件もJVの案件でございまして、同様に構成員の数は2社、出資比率の加減は30%としました。今回の案件建築と同様、市内に本社がございまして電気工事業者2社のJVとして入札の方を執行したものでございます。入札結果につきましては29ページをご覧ください。応札の結果、中段に記載がございまして通り3社の共同企業体から応札がございました。予定価格、最低制限価格につきましては左下に記載がございまして通りでございます。落札率99.41%という結果でございました。資料といたしまして、先ほどと同様に30ページには本工事の概要、続く31ページに先ほどと同様のものですが施設整備のスケジュールを添付させていただいております。こちらもお覧いただきたいと存じます。工期につきましても、先ほどと同様、2020年3月15日の予定となっております。説明の方は以上です。

よろしく願いいたします。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

○篠塚委員 確認なのですが、予定価格より上回っている業者さんがあるんですが、これは積算ミスなのかどうなのか。消費税込みで出してきたのか。予定価格よりもかなり上回っていますよね。

○渡辺管財課長 競争入札はご存知のとおり、電子入札でございまして、当日札を開けるまではわからない状態です、私どもの方も札を開けてみての結果ということなので、入札の結果、このような応札があったということしか判断は出来ない。申し訳ございません。

○平石委員長 その他何かございませんか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第96号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造電気設備工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第96号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造電気設備工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。次に、議案第97号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造空調設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 32ページからになります。本案件も土浦市民会館整備工事に係る空調設備工事の案件でございます。契約名称、工事場所につきましては、記載のとおり、工事内容でございますが、記載がございますように、整備工事に係る空調設備工事一式を行うものでして、こちらは、空気調和、換気設備等の内容となっております。契約金額につきましては、税込み2億5,110万円。契約予定の相手方といたしましては、市内に本社を有する株式会社星総合設備と同じく市内に本社を有する株式会社アサヒテクノとの共同企業体でございます。2社の出資比率、星総合設備65%。アサヒテクノ35%となっております。契約方法でございますが、こちらも同日11月8日に一般競争入札にて執行いたしました。当案件、JVの案件、こちらも先ほどと同様となっております。今回の案件も建築、電気工事と同様に市内に本社がある管工事業者の事業者としてJVの執行をしたものでございます。入札の方結果につきましては、33ページをご覧くださいと思います。中段に記載がしてございますが、2社の企業体から応札の方がございまして、予定価格につきましては左下に記載がございます。最低制限価格につきましても同様でございます。落札率98.60%という結果でございました。資料といたしましては、先ほどと同様のものを34ページ、35ページに添付させていただきましたので、こちらはご覧いただきたいと存じます。工期につきましても同様、2020年3月15日の予定となっております。説明の方は以上です。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第97号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造空調設備工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第97号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造空調設備工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。次に、議案第98号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造舞台機構工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 36ページからになります。本案件も同様に土浦市民会館整備工事。舞台機構工事の契約案件でございます。契約名称、工事場所につきましては、記載のとおり。工事内容でございますが、こちら、整備工事に係ります大ホール及び小ホールにおけます舞台設備の一式を行うものでして、撤去、新設工事等の内容となっております。契約金額につきましては、税込み2億2,814万5,680円。契約予定の相手方といたしまして、三精工事サービス株式会社東京支店でございます。契約方法でございますが、こちら舞台機構の工事実績のある業者を管財課で調査したところ、土浦市に入札参加資格の登録がある業者で4社該当しましたので、その4社を指名いたしまして、11月5日に指名競争入札にて執行の方をいたしました。入札結果につきましては、37ページをご覧くださいと思います。中段に記載がございますとおり、応札の結果、三精工事サービス株式会社が落札者となったものでございます。予定価格、最低制限価格については、左下に記載がございます。落札率89.50%という結果でございました。資料といたしましては、先ほどと同様に38ページに本工事の概要、続く39ページに整備スケジュールを添付させていただきました。こちらはご覧いただきたく存じます。続く40ページでございますが、事前委員会の際にご要望をいただきました請負業者であります三精工事サービスの会社概要をお付してございます。当該業者、大阪府豊中市に本社がございまして、資本金2,000万円。平均実績高。1年間で6億7,743万円となっております。ページ中ほどから下には、過去の代表的な請負工事を表にしております。直近の同種実績でございますが、八王子市の芸術文化会館。愛知県安城市の文化センター。栃木県足利市の市民会館大ホール等の請負工事の実績がございます。説明の方は以上です。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第98号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造舞台機構工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第98号土浦市民会館耐震補強及び大規模改造舞台機構工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。

○吉田委員 私の提言というか、要望なんですけれども聞いていただけますか。市民会館も昭

和44年に建てた、この古い市民会館の大改造。中を空けて見なければわからないという部分がたくさんあるということなんですけれども、その大改修に建築業者が入り、電気業者が入る。空調業者が入る。それと舞台機構がある。もう一つ、この委員会には上がってこないけれども、同じく入札をやった給排水管。この5つの業体が、ガラッと入る訳ですよ。その中でケツが決まっている工事を工事期間としては、私は長くないんですよ。大変短い期間で大変な工事だなという気がするんですよ。その中でそれだけの業者が中に入ってやるということは、要するに期間の中に納めるということはやはり管理監修か。管理。市の方でもきちっとした管理をしないと遅れるということは考えられるよね。それは1番市民にも迷惑を掛けるし、遅れては困ると。だからと言って突貫工事をやられても困るというような要素があるから大変難しいんだけどね。その辺は市の方として、発注しているのは市だから、市の方できっちりと管理をするということを要望したい。

○**渡辺管財課長** 今ご指摘のとおり。ごもっともだと思います。ちなみに給排水衛生設備工事がございまして、こちらの方は請負額1億908万円。税込みでございまして。こちらは市内本社。乙戸にございまして岡野設備工業所が請負の方を取っております。ただ今ご要望の方がございました。工期の遅れに留意いたしたいということでございまして、現在、工事施工中におきましては、必ず週に1度、市の発注課、それから住宅営繕課、それから管理委託を今から委託します設計会社、ご指摘のとおり建築、電気、空調工事などの管業者。全てが、請負業者が週に1度集まりまして、工程会議の方を行うようになってございまして、その場でそれぞれの工事の管理監督者から進捗状況等の共有化をすることになってございまして。そのように定期的に調整の方を各業者。市が中心になりまして、調整を密に行いまして、ご指摘のとおり、工期内完成に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○**吉田委員** あと一つ、感想的に言うと、最後の舞台機構。舞台機構の指名競争。これは建築の方に組込んで、建築業者がこういった何社かを下請けでもって発注してやるという方法もあったのかなという風に思いました。以上です。

○**平石委員長** その他何かございませんか。

(発言者なし)

○**平石委員長** 次に、議案第100号土浦市営斎場の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**五来環境衛生課長** 土浦市営斎場の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。42ページをご覧ください。1番の概要でございまして、平成28年10月の市営斎場の供用開始から指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定期間が2年6ヶ月であり、今年度末で満了いたしますことから、来年度以降の指定管理者を指定する手続きを行うものでございまして。3番の指定管理者の候補者でございまして、高橋興業、タカラビルメン、五輪共同グループ。現在の指定管理者でございまして。指定期間につきましては平成31年4月1日から34年3月31日までの3年間といたしまして、指定管理料は3年間で1億1,621万8,000円でございます。6番の選定理由で



ございます。公募による募集を行いまして、応募は1社のみでございましたが、選定委員会において、ヒアリングを実施するとともに事業計画書等の審査を行い選定を行いました。右側43ページの7番ですね。指定管理者の概要でございますが、こちらは事前委員会でお求めのありました指定管理者の共同企業体を構成する3社の概要でございます。市営斎場の役割をご覧くださいますと、代表企業である高橋興業株式会社が施設管理全般。そして、警備業務等を行っております。タカラビルメン株式会社は、受付業務と炉前業務。炉前業務というのは、火葬前後のお別れ室の業務でございます。そして、株式会社五輪は、火葬のメーカーの関連会社で火葬業務。火葬炉の運転を行っているものでございます。8番には篠塚委員よりお求めのありました指定管理者から報告のあったクレーム等でございます。駐車場が暗いでありますとか、施設の場所がわかりづらいなどの苦情に対しまして、記載のような対応を行ったものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

○篠塚委員 式場の出入り口がわかりづらいというクレームはなかったですか。

○五来環境衛生課長 自動ドアの所。

○篠塚委員 会場の道路からの入り口が夜暗くてわかりにくいとか。

○五来環境衛生課長 そういった事もございます。そちらにつきましても、現在検討中でございます。

○平石委員長 その他何かございませぬか。

(発言者なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第100号土浦市営斎場の指定管理者の指定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第100号土浦市営斎場の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。以上で、当総務市民委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。続きまして、協議事項(2)報告事項でございますが、執行部より説明願います。まず、平成29年度繰替運用金収支一覧表の説明願います。

○佐藤財政課長 44ページをお願いいたします。こちらにつきましては、事前総務市民委員会で篠塚委員会から繰上運用の資料の提出、説明のご要望がございましたので、平成29年度の決算における繰上運用の資料をご用意させていただきました。繰替運用についてですが、市の歳入と歳出ですが、税金と工事、前払金とかもありますことから、一時的に支払いの現金が不足する場合がございます。そのタイミングによってでございます。そのタイミングの不足分を補うということで、基金から繰替で現金預金に借りると。借りて一時的な資金の不足に対応しているというものでございます。平成29年度でその状況によって、繰替で運用した各基金の借り入れと、その返済状況をお示ししたのが、その表となります。一覧表にありますように平成29年度においては、一番下の総額では80億円の繰替運用が行われております。繰替運用の運用金につきましては、借入れ時の定

期預金の金利0.01%でございますが、利率を添えて各基金の出納閉鎖終了時まで  
に同額80億円を返済しているというものでございます。説明は以上です。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

(発言者なし)

○平石委員長 次に、協働のまちづくりファンド事業（ソフト事業）の活用状況につ  
いての説明願います。

○飯泉市民活動課長 45ページをお願いいたします。協働のまちづくりファンド事業  
の公共事業につきましては、先日の総務市民委員会におきまして、活用状況のお話がご  
ございましたので、本日資料として用意をさせていただいたものでございます。1番の事  
業の目的につきましては、市民活動団体が自主的に行う新たなまちづくり活動に対し  
て補助を行うことによりまして、活力ある地域社会の実現を目指すものでございま  
す。2番のこれまでの経緯についてでございますが、本事業につきましては、地域の活性化や  
地域課題の解決を図る取り組みを始める契機といたしまして、ご活用いただけるよう補  
助制度を創設したものでございます。27年度から取り組みを開始しまして、昨年度ま  
でに8団体の方々に活用をいただいているところでございます。5番の補助内容といた  
しましては、1年目が補助率が4分の3で補助額が30万円以内。2年目につきましては  
は、補助率2分の1で補助額が20万円以内となっております。46ページをお願い  
いたします。6番、活用実績につきましては、これまでの実績をまとめたものとなっ  
てございます。こちらにつきましては、これまでの活用実績ということで、昨年度まで  
の3年度分を掲載しておりますけれども、本年度、平成30年度につきましても、新規で  
2団体。昨年からの継続で1団体に活用をいただいているところでございます。最後  
に7番の補助終了後の状況についてでございますが、各団体ともに補助期間終了後も継続  
して事業が実施されておりますことから、自主的主体的な市民活動の促進につなが  
っているものと考えております。説明につきましては、以上となります。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

(発言者なし)

○平石委員長 次に、家庭ごみ処理有料化の実施状況についての説明願います。

○五来環境衛生課長 別紙で資料をお配りさせていただきました、家庭ごみ処理有料化  
の実施状況についての追加資料をご覧いただきたいと思っております。事前委員会におきま  
して、制度開始の1ヵ月の状況をご説明いたしましたが、11月分の家庭ごみの量及び資  
源物収集量のデータがまとまりましたので追加をさせていただきました。なお、データ  
につきましては速報値でございますので、若干の変更がございますがご了承願いたい  
と思っております。また、事前委員会の資料におきまして、10月分の燃やせるごみ、燃やせ  
ないごみの量、トン数に誤りがありましたことから、今回の数量に訂正させていただき  
たいと存じます。お手数をおかけして大変申し訳ございません。3番、指定ごみ袋の販売  
枚数でございますが、沼田委員よりお求めのありました10月までの販売枚数343万  
枚の種類別の内訳でございます。可燃の45リットルが一番多くなっておりますが、他  
市の事例を見ましても制度開始当初は大袋の需要が多くて、次第に小さい袋にシフトし

ていく傾向がございまして、実際に本市の集積所を見ましても、最近では30リットル、15リットルの袋での排出が多くなっておりまして、今後構成比率は変わっていくと予想しております。一枚おめくりいただきまして、4番、こちらは篠塚委員よりお求めのありました市に寄せられたクレーム、ご意見でございますが、実施前、実施直後、共に制度を知らなかったというご意見や余った指定袋の使い道についてのお問い合わせが多くありました。また、現在は容器包装プラスチック等の分け方、出し方についてのお問い合わせ等が多くなっておりまして、今後とも様々な機会を捉えまして丁寧な周知活動を心掛けていきたいと考えております。2枚目、こちらが地区長さんなどにお渡ししておりますボランティア清掃活動。ボランティア清掃袋についてのご説明資料でございます。ボランティア袋の用途や配布方法、排出方法等を記載したものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

(発言者なし)

○平石委員長 次に、ポンプ操法訓練場所についての説明願います。

○嶋田警防救急課長 47ページをご覧ください。篠塚委員よりご質問のありましたポンプ操法訓練場所の借地についてでございますが、市の管理している場所が5箇所、民間の駐車場などが5箇所となっております。この中で借用の依頼を出しているところは2箇所、口頭のみが8箇所となっております。正式な契約書を交わしている所はありません。これらの借地での練習については、事故等に十分注意しておりますが、万が一設置しております物品等を破損した場合には市の保険で対応したいと考えております。今後、これらの借地が使用できなくなった場合ですが、通常は消防団で他の練習場所を探しておりますが、団長等からの依頼があれば、練習場所を探すのに協力してまいりたいと考えております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○平石委員長 何かご質問がございますか。

(発言者なし)

○平石委員長 その他、執行部から何かございますか。

○船沢市長公室長 2点ほどございまして、選挙管理委員会と生活安全課の方からそれぞれ報告を申し上げます。

○真家選挙管理委員会書記次長 先の12月9日に執行いたしました県議会議員一般選挙の結果につきまして、別添で資料を用意させていただいております。結果につきましては、資料の1番下段にありますように3名の現職が当選いたしました。本市の投票状況でございますが、1番上段の表にございます通りでございます。当日有権者は11万7,487名でございます。それに対して、投票者数は4万1,038名でございます。投票率は34.93%でございます。また、期日前投票の状況につきましては、中段のようになってございまして、イオンが、期日前投票所がなかった前回と比べて、なかった分ですね、増加しております。また今回5箇所の期日前投票所の中でも土浦イオンの投票者数が全期日前投票者数の46.5%を占めるといった結果となりました。説明は以上でございます。

○平石委員長 生活安全課下村課長。

○下村生活安全課長 委員の皆さまのお手元に佐川急便を装った迷惑メールにご注意くださいというような1枚配布されているかと思います。この度篠塚委員の方から佐川急便のニセの迷惑メールが届いたと伺いました。実は私も10月に12時前にショートメールで同じメールが届きました。私の場合は佐川急便で今までは、不在の場合は紙を置いていくというようなことだったので。あまりにもおかしいなど。ネットで調べたら、それは偽メールだというようなこともありまして、12月お歳暮の時期ということもありますので、この会場にいる皆様にですね、このような内容を知っていただいて、他の方にも口コミで、そういうことがあるんで気をつけて欲しいという風をお願いしたいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

○篠塚委員 私が引っかけってしまったので、ショートメールで来て、ここにリンクすると佐川急便と全く同じホームページに移る。荷物を受け取る所をクリックすると、アップルIDとかパスワードを打ち込むと、荷物届けますよ。それは通信になっちゃって。ちょっと油断して、アマゾンも同じようなことがあるので、気を付けた方がいいと思います。

○平石委員長 その他、執行部の皆さんから何かございますか。  
(発言者なし)

○平石委員長 委員の皆さんから何かございますか。  
(発言者なし)

○平石委員長 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての案件の審査は終了しました。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。  
(執行部退室)

○平石委員長 報告だけをお願いします。

○事務局 委員長読み合わせの日程につきましては、12月18日火曜日9時30分からお願いしたいと思います。また、例年の忘年会を12月18日火曜日よし町で18時から予定をしておりますので、ご出席の方をよろしくお願いしたいと思います。会費につきましては、積立金の方から支出いたします。

○平石委員長 以上で総務市民委員会を閉会します。お疲れ様でした。